

平成17年度
地方行財政重点施策

平成16年8月
総務省

－ 目 次 －

1. 真の分権型社会の実現に向けた地方行財政制度の改革

- (1) 地方分権時代を担う基礎自治体の構築
- (2) 道州制のあり方及び大都市制度のあり方の検討
- (3) 地方自治制度の弾力化の検討
- (4) 地方議会のあり方の検討
- (5) 地方公務員制度の改革と人材育成の充実・強化
- (6) 地方税財政制度の改革

2. 新たな時代に対応した行政運営の確立

- (1) 住民自治の強化、住民との協働の推進
- (2) 行政改革の推進と新しい行政運営手法の活用
- (3) 電子自治体の推進

3. 個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現

- (1) 地域再生の推進
- (2) 個性と魅力にあふれる地域づくり
- (3) 人と自然にやさしい社会の創出
- (4) 安心安全な暮らしの実現

地方公共団体が、「地域再生の推進」、「個性と魅力にあふれる地域づくり」、「人と自然にやさしい社会の創出」、「安心安全な暮らしの実現」の観点から地域社会を構築し、新たな時代に対応した分権型社会の実現に向けた役割を果たすことができるよう、平成17年度の地方行財政重点施策を推進。

1. 真の分権型社会の実現に向けた地方行財政制度の改革

地方公共団体が自己決定と自己責任の原則の下、行政事務を的確に処理するとともに、安定的に財政運営ができるよう、地方行財政制度の改革を推進。

(1) 地方分権時代を担う基礎自治体の構築

現行の市町村合併特例法の期限後である平成17年4月以降も、都道府県による市町村合併の推進に関する構想の策定などを定めた市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）により、引き続き市町村合併を推進。

(2) 道州制のあり方及び大都市制度のあり方の検討

- ① 分権型社会にふさわしい自立性の高い圏域を形成する等の観点から、将来的な広域自治体の姿としての道州制を検討。
- ② 大都市については、道州制との関連でその制度のあり方を検討するとともに、中核市・特例市等のあり方も含め、その規模・能力に応じた事務や権限の移譲のあり方を検討。

(3) 地方自治制度の弾力化の検討

副知事・助役の役割、名称等について検討するとともに、出納長・収入役、行政委員会等についてもその制度の見直しを検討。

また、説明責任の向上、財務運営の効率化等を図るため、予算、契約、

財産をはじめとした地方財務会計制度の見直しを検討。

(4) 地方議会のあり方の検討

住民の代表である地方議会の果たすべき役割の重要性が高まっていることに鑑み、議会に求められる役割をはじめとする議会のあり方を検討。

(5) 地方公務員制度の改革と人材育成の充実・強化

地方分権の進展に対応して、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、地方公務員制度の改革等を推進。

- ① 能力・実績を重視した人事制度の確立とそれを支える公正かつ客観的な評価制度を導入。
- ② 分権型社会にふさわしい新たな任用・勤務形態を活用。
- ③ 自治大学校等の研修を通じ、ICT（情報通信技術）の活用も図りながら地方分権時代を担う意欲と能力のある人材の計画的育成を推進。

(6) 地方税財政制度の改革

三位一体の改革は、地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やす方向で推進。

- ① 概ね3兆円規模の税源移譲を実現するため、平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施。その際、応益性や偏在度の縮小といった観点を踏まえ、個人住民税所得割の税率をフラット化する方法で実施。
また、応益性や負担分任性という地方税の性格に十分留意しつつ、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築するため、国税と地方税の税源配分が1対1となることを目標として、国と地方の税源配分の見直しを推進。

- ② 国の歳出の見直しと歩調を合わせて地方の歳出を見直す一方、地域再生

など必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行うことにより、必要な地方交付税総額を確保。また、これと併せて、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保。

- ③ 財政力の弱い団体に対しては、国庫補助負担金の廃止、縮減と税源移譲の実態を踏まえつつ、地方交付税の算定等を通じて適切に対処。
- ④ 地方公共団体の自主的な行財政運営に資する方向で、引き続き地方交付税の算定方法の簡素化を図るとともに、地方公共団体の経営努力に応える算定となるよう検討。
- ⑤ 概ね3兆円規模の税源移譲を目指し、地方公共団体を取りまとめる改革案を尊重して、税源移譲に結び付き、地方の裁量度を高め、自主性を大幅に拡大する国庫補助負担金改革を実施。

2. 新たな時代に対応した行政運営の確立

(1) 住民自治の強化、住民との協働の推進

住民自治の強化等を推進する観点から、市町村内の一定の区域を単位とする「地域自治区」制度の活用を促進。

(2) 行政改革の推進と新しい行政運営手法の活用

- ① 新たな地方行革指針に基づき、次のような事項に取組み、地方行革を一層推進。
 - ・ 社会経済情勢を踏まえた定員管理・給与の適正化の推進
 - ・ 指定管理者制度の活用などによる第三セクター・外郭団体等の抜本的な見直し
 - ・ 地方公営企業の経営健全化等の推進
 - ・ 民間活力を最大限活用した民間委託・PFI等の推進
 - ・ 電子自治体の推進による業務改革の促進
 - ・ 行政評価の効果的・積極的な活用
 - ・ 行政手続の適正な実施と情報公開等を通じた公正の確保と透明性の向上
- ② 地方公共団体の行政改革に関する取組状況を公表するとともに、地方公務員の定員・給与等の状況をはじめとする人事行政運営の状況、民間委託等の実施状況等の取組状況などについて、住民等に対し他の団体との比較可能な形での公表を推進。また、地方行革における優良事例を幅広く周知。

(3) 電子自治体の推進

総合行政ネットワーク(LGWAN)、住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証サービスなどの基盤を活用して電子自治体を推進することにより、住民サービスの向上を図るとともに、地方公共団体の業務改革を促進。

- ① 地方公共団体の業務改革と住民サービスの向上
 - ア) 電子自治体業務の標準化・共同化により、ICTを活用した業務改革を推進するとともに、組織全体を通じた業務の最適化を図る設計手

法による電子自治体のシステム構築を推進。また、電子自治体業務の共同処理センターの運用を民間に委託する共同アウトソーシングの推進により、低廉なコストで高い水準の運用を実現。

- イ) バリアフリーの視点も含め、ICTの活用により、行政情報の入手を容易にし、住民の意思を施策によりの確に反映させることにより、地方行政への広範な住民参画を促進。
- ウ) 霞ヶ関WANと総合行政ネットワーク(LGWAN)の活用により、国・地方を通じた業務の効率化を推進。
- エ) 地方公共団体の選挙における電子投票の実施を促進。

② 住民基本台帳ネットワークシステムの円滑な運用

- ア) 住基ネットのセキュリティ関係研修を行うなど制度面、技術面、運用面などにおける対策を講じるとともに、都道府県、市町村等との連絡調整を図りつつ、円滑かつ着実な運用を支援。
- イ) 国等の行政機関及び地方公共団体における住基ネット利用を促進。
- ウ) 住民基本台帳カードの利用による各種サービスの実施について積極的に支援を行うなど、住民基本台帳カードの普及を推進。

③ 公的個人認証サービスの普及促進

電子証明書等の発行を行う公的個人認証サービスについて、その普及を促進するため、電子申請等の利用の拡大を図るとともに、公的個人認証サービスの新たな活用方策を検討し、その利便性等を向上させる方策の研究を推進。

④ 電子自治体における安心と信頼の確保

- ア) すべての地方公共団体において個人情報保護条例を制定し、情報セキュリティポリシーを策定するとともに、情報セキュリティ監査の実施を推進。また、個人情報保護のシステム的な担保を図るとともに、地方公共団体の情報セキュリティレベルを認定する仕組みを構築し、情報セキュリティの水準を確保。
- イ) 電子自治体を支える職員の教育・研修を推進するとともに、情報セキュリティ対策の中核を担う人材の研修を推進。

3. 個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現

厳しい経済情勢、財政状況の中で、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、次のような取組を重点的に推進。

(1) 地域再生の推進

- ① 地域再生の担い手づくりを推進するため、地場産業の振興、観光振興、地域のブランドづくりなどをテーマに、成功のノウハウを習得する取組を進めるとともに、具体的・実務的ノウハウ等を有する人材等の確保、活用を促進。
- ② 小・中・高校生が参加する各種スポーツの全国大会を継続的に開催する取組を支援し、全国各地に、青少年があこがれ、目標とするスポーツ拠点を形成し、スポーツの振興と地域の再生を推進。
- ③ コミュニティ活動や地域経済の活性化のため、住民基本台帳カードや携帯電話等を活用した地域通貨モデルシステムの導入・普及を促進。
- ④ 地方公共団体と大学が連携・協働して地域再生を図るためのプロジェクトのあり方とその支援策を検討。

(2) 個性と魅力にあふれる地域づくり

- ① 都市と農山漁村など各地域の住民がそれぞれの魅力を共有・享受できる地域づくりを目指し、中心市街地の活性化、農山漁村地域の活性化、地域文化の振興、過疎地域の自立促進、国際観光の振興など、地域課題への取組を推進するとともに、住民が主体となる「わがまちづくり」の取組を促進。
- ② 都市住民のニーズや農山漁村側の実態の把握を進めるほか、一般市場に流通しておらず、小規模で不規則な出荷しかできない地域の逸品の掘り起こしや都市部の住民とのマッチングを行うシステムづくりなど、都市と農山漁村の共生・対流の取組を推進。
- ③ 各地域の伝統芸術・文化等の情報を国内外へ発信する取組を支援。

- ④ 小学校における総合学習の時間などを活用した英語活動を一層推進するため、小学校専属ALT（外国語指導助手）を重点的に増員。

（3）人と自然にやさしい社会の創出

- ① 介護・福祉などの地域課題の解決を図るコミュニティ・サービス事業に加え、高齢者、障害者等の雇用の確保を図る事業に対しても、「コミュニティ・ファンド」により資金を提供することができることとし、その形成を支援。
- ② 多文化共生社会を目指した取組等を推進するなど、人と自然にやさしい地域社会づくりを推進。

（4）安心安全な暮らしの実現

～全国の見地からの対応体制の整備～

- ① 国における危機管理体制の強化
 - ア) 大規模地震・特殊災害等発生時における消防庁の対応機能強化を図るため、ヘリの活用を含め、消防庁の体制を充実・強化。
 - イ) 大規模地震・特殊災害等に対処するための緊急消防援助隊の計画的な増強・充実とともに、実践的な広域防災訓練等を実施・充実。
 - ウ) 公共施設の耐震化等の震災対策、津波対策、風水害対策、地域における防災・危機管理体制の強化、テロ災害等特殊災害対策を充実・強化。
- ② 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における国民保護のための体制づくり
 - ア) 国民保護モデル計画の作成などによる地方公共団体の国民保護計画の作成を支援。
 - イ) 警報伝達のシステム、安否情報・被災情報の収集・提供のシステム等により、国と地方の危機管理体制を整備・充実。
 - ウ) 国民の保護のための訓練の企画・実施等により国と地方の対処能力の向上を推進。
 - エ) 民間防衛標章等の取扱いについて検討するとともに、国民保護法制の普及・啓発を推進。

③ 消防防災科学技術の向上

- ア) 国・地方間の情報通信体制の強化や同報系防災行政無線の整備促進など行政・住民間の迅速かつ的確な情報連絡体制の整備を通じたICT化を推進。
- イ) 消防研究所における研究、産学官連携による競争的研究資金の充実及び科学技術の高度化により、消防防災力を充実・強化。
- ウ) 消防法令に係る性能規定の整備や消防庁・消防研究所による主体的な火災原因調査を推進。
- エ) バイオマス等の新技術や環境対策等に対応した防火安全対策等を構築。

～住民等との協働による安心安全な地域づくり～

④ 安心安全な地域づくり

- ア) 安心安全パトロールや応急手当用の資機材の整備等、地域コミュニティによる防災・防犯活動を幅広く支援するなど、警察と連携した地域の安心安全を確保・充実。
- イ) ICTを活用して地域の安心安全情報を共有するネットワークを構築し、その普及を促進。
- ウ) 常備消防、消防団、自主防災組織等の充実強化や、インターネットを活用したe-カレッジ等による人材育成など、地域の防災体制を充実・強化。
- エ) 災害時における効果的な情報伝達・避難誘導體制を整備・促進。

⑤ 火災予防対策等の推進

- ア) 住宅防火対策について、火災警報器の普及啓発を推進。
- イ) 小規模雑居ビル等に対する防火管理の充実、違反是正の徹底等を推進。
- ウ) 放火火災防止対策を推進。
- エ) 官民一体での危険物事故防止対策を推進するとともに、新規危険性物質の早期把握及び安全対策を検討。

⑥ 救急救命等の充実・高度化

- ア) 現場に居合わせた人による自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当の普及を推進。
- イ) 救急救命士の業務について、事後検証、再教育体制等を充実しつつ、その拡充を推進。